

平成22年 月 日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表 徳田 秋 様

長久手町長 加 藤 梅 雄

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について（回答）

平成22年 月 日付けで意見のありましたことにつきましては、下記のとおりです。

記

要 請 書 に 対 す る 回 答 書

要 請 事 項	回 答
【1】自治体の基本的あり方について	
① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。	意見として参考とします。
② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。	国へ要望する予定はありません。また、町独自では、多額の財源が必要となるため考えていません。
③ 税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。	導入していません。
【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。	
1. 安心できる介護保障について	
(1) 介護保険について	
① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。	既存の制度で実施します。
② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	既存の制度で実施します。
③ 訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。	周知しています。
④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	基盤整備は行ってきており、助成制度は既存の制度で実施します。
⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	国の制度のもと支援を行います。
(2) 高齢者福祉施策の充実について	
① 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。	土・日曜日を除き利用者の希望により毎日1回の配食を行っております。また、会食会は福祉の家で「あったか昼食会」を実施しています。
② 消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。 ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。 イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。 ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。 エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。	ア 緊急通報システム、家事援助型ホームヘルパー派遣事業及び食の自立支援事業で安否確認や生活支援を行っています。 イ 高齢者及び障害者の外出支援は、巡回バスの無料バスを交付し、高齢者にはさらに2,000円分のリネモカードの交付をしています。 ウ 老人憩に家を町内7箇所に設置しており、60歳以上の方は誰でも利用できるようになっています。 エ 意見として参考にさせていただきます。

(3) 障がい者控除の認定について	
①	介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。 既に対象としています。
②	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。 個別の申請により交付しています。
2. 高齢者医療などの充実について	
①	後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。 愛知県の基準のとおりとします。
②	後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。 愛知県後期高齢者医療広域連合の基準のとおりとします。
③	後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。 愛知県の基準のとおりとします。
3. 子育て支援について	
1	18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。 現行どおりとします。
2	妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。 平成21年度から産前の妊婦健診は、14回に拡大しました。平成22年度からは超音波検査を4回実施しています。産後健診については、現在のところ予定していません。
3	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。 認定は、生活保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認め、かつ、町民税の非課税又は児童扶養手当の支給等の要件に該当した場合に認定しており、明確な基準額は設けていません。また、申請受付はすべて町窓口（教育総務課）で行っています。
4	義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。 現行どおりとします。
4. 国保の改善について	
①	国民健康保険制度の広域化に反対してください。 国の動向を見て判断します。
②	保険料（税）について ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこなない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。 イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。 ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。 エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。 ア. 健全な国保財政運営を行うためには、相応の税収が必要であり、引き下げは困難なため、現行どおりとします。 イ. 現行どおりとします。 ウ・エ. 減免措置については、現行の条例・規則の中で対応します。
③	保険料（税）滞納者への対応について ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。 イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。 ウ. 保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。 エ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。 ア. 相応の収入が継続して認められるが納付の意思がなく、また収納課で差押財産が見つからないため資格証明書の発行要請があり、面談等の事情聴取を試みても応じない場合には、やむを得ず発行する場合があります。なお、資格証明書世帯及び短期被保険者証世帯の高校生世代以下の子については「6か月有効」の短期被保険者証を交付しています。 イ. 給付の制限はしていません。 ウ・エ. 収納課と生活実態の把握に努めています。短期被保険者証の交付については、納税相談・指導を行う上で有効なものと考えます。なお、分納の履行が順調かつ将来完納する見込みのある世帯には、被保険者証の期限が切れる前に新たな被保険者証を送付しています。無保険者の調査は、現在のところ考えていません。
④	一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。 申請があれば審査して対応します。
5. 障がい者施策の充実について	

①	<p>現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。</p> <p>ア自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。</p> <p>イ利用者負担の際の収入認定は、障がい者（児）本人（個人単位）としてください。</p> <p>ウ移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。</p> <p>エ施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。</p> <p>オ実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。</p>	ア～オについて、現在のところ考えていません。
②	<p>ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。</p>	現在のところ考えていません。
6. 健診事業について		
①	<p>特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。</p>	特定健診については、自己負担金は無料としています。がん検診については、自己負担金を徴収していく予定です。
②	<p>40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。</p>	39歳以下健診を自己負担なしで実施しています。
7. 予防接種について		
①	<p>ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。</p>	子宮頸がんについては、国、近隣自治体の動向に注視しています。
②	<p>上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。</p>	意見書・要望書を提出する考えはありません。
8. 生活保護について		
①	<p>憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p>	生活保護法の基準に基づき、必要に応じ保護の認定をしていきます。
②	<p>就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。</p>	現行どおりとします。
【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。		
1. 国に対する意見書・要望書		
①	<p>宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。</p>	意見書・要望書を提出する考えはありません。
②	<p>後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。</p>	意見書・要望書を提出する考えはありません。
③	<p>介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p>	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④	<p>18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。</p>	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑤	<p>消費税の引き上げは行わないでください。</p>	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑥	<p>国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。</p>	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑦	<p>障がい者（児）が生きてするために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。</p>	意見書・要望書を提出する考えはありません。

⑧ ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。		
2. 愛知県に対する意見書・要望書		
①	後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
②	後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
③	後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④	子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑤	国民健康保険への県の補助金を増額してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑥	精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑦	障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書		
①	愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
②	低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
③	保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④	後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。